

実行計画改定（案）新旧対照

旧

第 4 章 目標達成に向けた取組

3 事務事業編

(3) 対策

③公共施設での再生可能エネルギー導入と地域内での普及促進の実施

国は、2040 年までに公共施設並びに公有地の 100%に再エネを設置することを目標として掲げています。(ただし、設置可能な施設や場所のみ)そこで、逗子市においては、2030 年までに公共施設等の 50%に太陽光発電を設置することを目指します。そのために、各公共施設の調査を行い、屋根等に設置できない場合は、ソーラーカーポートの導入検討も行っています。

その他にも、地域の再エネ導入を促進するために、調査では明らかにならなかった小水力発電や木質バイオマス等の再エネ導入の可能性を引き続き検討し、少しでも脱炭素化に向けて貢献できる技術と手法を探求していくこととします。

実行計画改定（案）新旧対照

新

第 4 章 目標達成に向けた取組

3 事務事業編

(3) 対策

③公共施設での再生可能エネルギー導入と地域内での普及促進の実施

国は、2040 年までに公共施設並びに公有地の 100%に再エネを設置することを目標として掲げています。(ただし、設置可能な施設や場所のみ)そこで、逗子市においては、2030 年までに公共施設等の 50%に太陽光発電を設置することを旨し、**2023 年度に実施した「逗子市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査」の結果を踏まえ、優先順位の高い施設から環境負荷の少ない太陽光エネルギーの導入を進めます。**屋根等に設置できない場合は、ソーラーカーポートの導入検討も行っています。**なお、導入にあたっては、財政負担を軽減するため、国や県の補助金や民間活力（PPA 事業者等）の活用も含めて検討します。**

その他にも、地域の再エネ導入を促進するために、調査では明らかにならなかった小水力発電や木質バイオマス等の再エネ導入の可能性を引き続き検討し、少しでも脱炭素化に向けて貢献できる技術と手法を探求していくこととします。

(参考) 逗子市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査

当調査では、耐震・浸水ハザードレベル、設置スペース、日照、構造躯体等の条件を基に、太陽光発電設備の設置（既に設置されている施設においては更新）可否判定を実施し、設置（更新）可否判定結果より、設置（更新）可判定となった施設の中から、CO₂削減効果、事業採算性、導入費用の観点から優先される施設の順位付けを行いました。

実行計画改定（案）新旧対照

旧

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 区域施策編の推進体制

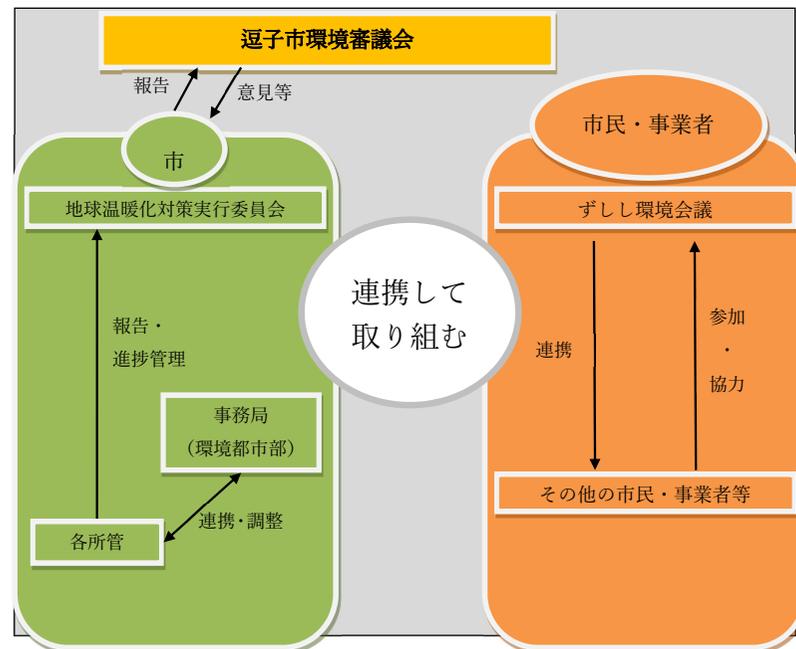
地球温暖化問題は、市民や事業者の日常生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題と決定的に異なります。

地球温暖化問題の解決のためには、市民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、市と連携・協働して各種の取組を進めていくことが必要です。

このため、本市は、環境施策をともに進めていくパートナーとして、市民や事業者から構成される「ずしし環境会議」と連携して取り組んでいきます。この他、様々な市民団体などの活動も合わせて支援し、多くの団体が連携・協働して各種の活動に取り組んでいくことができるよう体制づくりを進めていきます。

推進体制は、必要に応じ地球温暖化対策実行委員会にて進捗を内部管理するとともに、逗子市環境審議会に報告し、適宜事業の推進を図っていきます。

図表 5-1-1 計画の推進体制



実行計画改定（案）新旧対照

新

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 区域施策編の推進体制

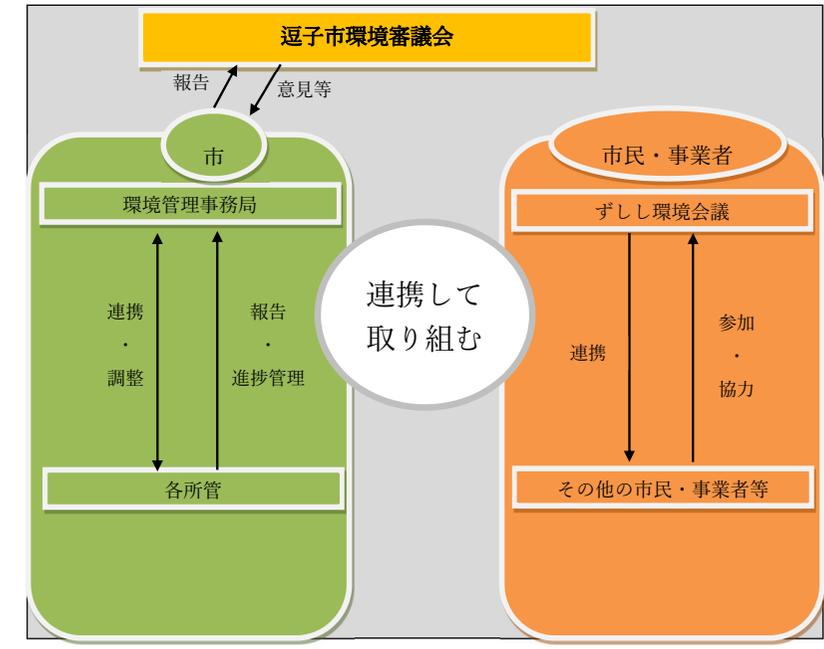
地球温暖化問題は、市民や事業者の日常生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題と決定的に異なります。

地球温暖化問題の解決のためには、市民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、市と連携・協働して各種の取組を進めていくことが必要です。

このため、本市は、環境施策をともに進めていくパートナーとして、市民や事業者から構成される「ずしし環境会議」と連携して取り組んでいきます。この他、様々な市民団体などの活動も合わせて支援し、多くの団体が連携・協働して各種の活動に取り組んでいくことができるよう体制づくりを進めていきます。

推進体制は、**環境管理事務局にて進捗を内部管理するとともに、必要に応じて逗子市環境審議会に報告し、**適宜事業の推進を図っていきます。

図表 5-1-1 計画の推進体制



実行計画改定（案）新旧対照

旧

(2) 事務事業編の推進体制

逗子市地球温暖化対策実行計画の推進に関する要綱に基づき、次の体制で実施します。

(〈〉は環境マネジメントシステム上の対応)

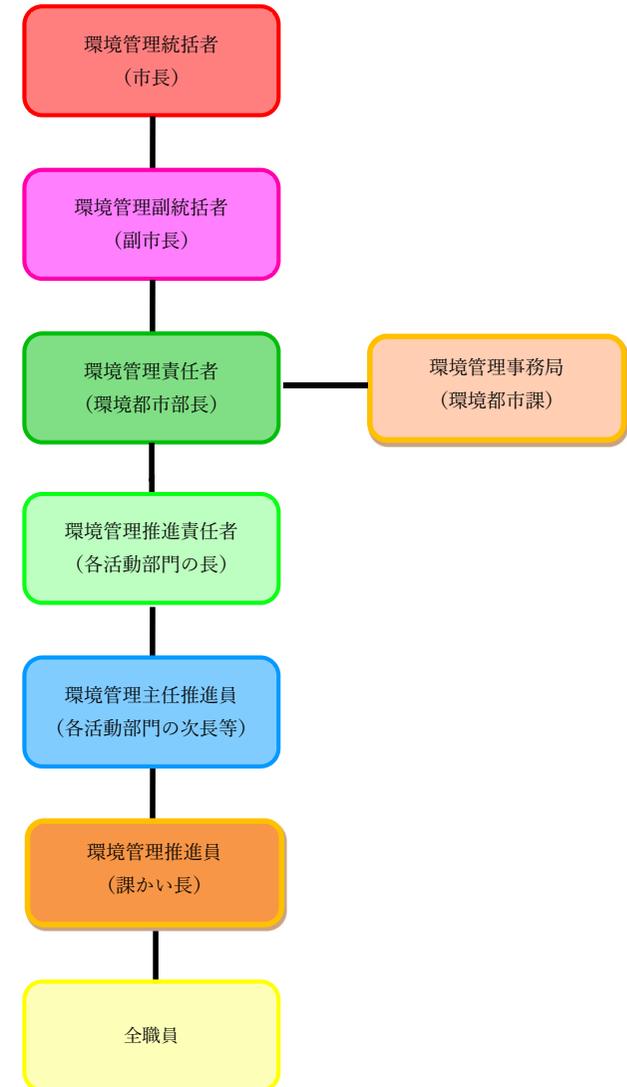


実行計画改定（案）新旧対照

新

(2) 事務事業編の推進体制

逗子市環境マネジメントシステムの推進に関する要綱に基づき、次の体制で実施します。



実行計画改定（案）新旧対照

現

図表 5-2-4 「逗子市環境マネジメントシステム」に基づく PDCA サイクル

手順	実施者	具体的な内容
Plan	環境管理推進員 [各課かい長]	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業と環境との関わりを精査し、環境負荷低減のために少しでも環境に配慮した行動を実施します。 ①環境配慮行動 ②温室効果ガス等の削減 ③グリーン購入 など
Do	環境管理推進員 [各課かい長]	<ul style="list-style-type: none"> ・活動単位（各課かい）の対象職員等が環境マネジメントシステムの目的を共有し、環境に配慮した行動となるように推進します。 ・取組項目及び目標については、活動単位での自己管理とし、責任をもって推進します。
Check & Act	環境管理推進員 [各課かい長]	<ul style="list-style-type: none"> ・活動単位の環境活動について毎月確認し、実施状況について自己点検し、3ヶ月ごとに実施状況を評価します。
	環境管理主任推進員 [各活動部門の次長等]	<ul style="list-style-type: none"> ・活動単位の環境活動について、上半期、下半期及び年間の実施状況の評価を行い、必要に応じ見直しを指示します。
	環境管理推進責任者 [各活動部門の長]	<ul style="list-style-type: none"> ・活動部門の環境活動について、上半期、下半期及び年間の実施状況の評価の報告を受け、承認した場合は、環境管理責任者へ報告します。 ・必要に応じ見直しを指示します。
	環境管理事務局 [環境管理課]	<ul style="list-style-type: none"> ・各活動単位（各課かい）の取組項目及び目標について、上半期、下半期、年間の評価毎に、取組結果をホームページで公表します。

実行計画改定（案）新旧対照

新

~~図表 5-2-4 「逗子市環境マネジメントシステム」に基づく PDCA サイクル~~

削除